

## 立川市立小学校教員による不適切な指導について

平成 27 年 5 月 13 日（水）、立川市立小学校 6 年の担任教員が、担任学級におけるいじめの指導に際して、学級の全児童から聞き取りを行った後、指紋を採取するという事案がありました。

本事案では、当該校において、いじめに対する指導が継続的に行われておりましたが、いじめの指導の一環として児童の指紋を採取したことについては、指導方法として不適切であると考えております。

教育委員会では、本事案を踏まえ、市内全校においていじめのない学校・学級づくりを進めるとともに、以下のような再発防止に向けた取組を行ってまいります。

（再発防止に向けた取組）

- 1 当該校における取組
  - （1）いじめ根絶に向けた組織的体制の確立
  - （2）人権に配慮した指導や教員の人権感覚に係る校内研修の実施
  - （3）いじめの未然防止に向けた継続的な取組の実施
  
- 2 教育委員会主催の教員研修における取組
  - （1）人権尊重をテーマとした小中全校参加による夏季教員研修の実施
  - （2）各種研修会における指導
    - ・ 初任者、2 年次、3 年次教員研修
    - ・ 人権教育推進者、新任主任教諭、小中通級指導学級担任、小中固定学級担任等を対象とした教員研修
  
- 3 教育委員会主催の各種委員会における取組
  - （1）各種委員会における指導
    - ・ 道徳教育推進委員会、生活指導主任会、教務主任会